



鳥取県公報

平成 21 年 8 月 28 日 (金)
号外第 97 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 条 例 鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例 (54) (障害福祉課) 3

==== 公布された条例のあらまし ====

鳥取県特別医療費助成条例の一部改正について

1 条例の改正理由

健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 厚生労働大臣が定める疾病に係る認定を受けている者に係る一部負担金の額の上限を定めた規定中、引用する健康保険法施行令の条項を改める。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

条 例

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 8 月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第54号

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例

鳥取県特別医療費助成条例（昭和48年鳥取県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
（助成） 第3条 略 2～5 略 6 社会保険各法の規定により健康保険法施行令（大正15年勅令第243号） <u>第41条第9項</u> に規定する厚生労働大臣が定める疾病に係る認定を受けている者が、同一の月に同一の保険医療機関において受けた当該疾病に係る第4項第2号の給付に係る一部負担金の額は、前2項及び次項の規定にかかわらず、1月につき1万円（ <u>同令第42条第9項第2号</u> に該当する者にあつては、2万円）を上限とする。 7～9 略	（助成） 第3条 略 2～5 略 6 社会保険各法の規定により健康保険法施行令（大正15年勅令第243号） <u>第41条第8項</u> に規定する厚生労働大臣が定める疾病に係る認定を受けている者が、同一の月に同一の保険医療機関において受けた当該疾病に係る第4項第2号の給付に係る一部負担金の額は、前2項及び次項の規定にかかわらず、1月につき1万円（ <u>同令第42条第8項第2号</u> に該当する者にあつては、2万円）を上限とする。 7～9 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。